

R7年度 稲沢市立大塚小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和7年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に関係する問題と捉え、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している可能性があることを認識し、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「大塚小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈未然防止の取組〉

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合える「居場所づくり」に努めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、一人一人を大切にしながら自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- ・ 携帯電話・タブレットの使い方を始めとした保護者への啓発活動を行います。

〈早期発見の取組〉

- ・ いじめアンケートや教育相談を定期的を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ スクールソーシャルワーカー等の専門家やいじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。



〈いじめに対する措置〉

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 事実関係を確認の上、学校全体で組織的に対応方針を決定し、児童を守り通すとともに、いじめ解消後も日常的に注意深く観察し、再発防止に努めます。
- ・ 児童には、いじめは絶対に許さないという姿勢のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。

〈重大事態への対応〉

- ・ 重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。



〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を始めとするいじめ防止の取組については、その取組の実施状況を学校評価に位置付け、目標の達成状況を評価し、いじめ防止の取組の改善を図ります。